（様式第６号）

インターンシップ協定書

　群馬県立群馬産業技術センター（以下「甲」という。）が、　　　　　　（以下「乙」という。）から受け入れる学生実習生の身分取扱い等については、この協定によるものとする。

第１　甲が乙から受け入れる学生の氏名・所属・実習期間は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 所属 | 実習期間 |
|  |  |  |

第２　甲は、インターンシップにより群馬産業技術センターにおいて実習を行う学生（以下「学生実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

第３　実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

第４　学生実習生は、教育機関の学生という身分を保有する。

２　学生実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

３　学生実習生は、実習時間中、群馬県職員が遵守すべき法令、条例等並びに甲及び学生実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。

４　学生実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

５　学生実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に甲及び実習担当者の承認を得なければならない。

６　学生実習生は、病気のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

第５　学生実習生は、事前に遵守事項を確認し、実習にあたって遵守しなければならない。また、乙はこの遵守について指導徹底するものとする。

第６　甲は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。

（１）学生実習生が第４の規定による服務義務に従わない場合その他の実習を継続することが困難であるとき。

（２）実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

（３）実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

２　甲は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を乙に通知するものとする。

第７　乙及び学生実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

２　乙及び学生実習生は、学生実習生が故意又は過失をもって第４の第１項から第４項までの規定に反する行為により、群馬県又は第三者に対して損害を与えた場合には、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

３　前項の場合において、乙は、乙としての相当の注意をした場合はその責任を免れるものとする。

第８ その他学生実習生に関して必要な事項は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

　以上の協定を証するため本書２通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各１通を保管するものとする。

　　　　年　　月　　日

 　　　　 甲　　前橋市亀里町８８４番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県立群馬産業技術センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　長　　○○　　○○　　印

 　　　　乙　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　教育機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職名・氏名　　　　　　　　印